

令和2年第2回穴水町議会5月臨時会議録

招 集 年 月 日 令和2年5月15日(金)
招 集 場 所 穴水町議会議場
出 席 議 員 (10名) 議長 吉村 光輝 副議長 田方 均
1番 佐藤 豊 7番 伊藤 繁男
2番 湯口 かをる 8番 小泉 一明
5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純
6番 大中 正司 10番 浜崎 音男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石川 宣雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	ふ れ あ い 長	佐 藤 栄
企 画 課 長	宮 下 謙 二	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
管 理 課 長	小 谷 政 一	総 合 務 病 院 長	菅 谷 吉 晴
い き い き 課 長	笹 谷 映 子		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 係長 三宅 成子 主事 木場 早雪

令和 2 年第 2 回穴水町議会 5 月臨時会 日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第 1 日	5 月 1 5 日	金	午後 1 時 3 0 分	(開 会) 第 1、会議録署名議員の指名 第 2、会期の決定 第 3、町長提出議案等の提案理由の説明 第 4、議案等に対する質疑 第 5、議案審議 議案第 2 4 号～議案第 2 6 号 報告第 2 号 ～ 報告第 1 0 号 第 6、議案等の常任委員会付託の省略 第 7、討論・採択 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の 3 件であった

議案第 2 4 号 令和 2 年度穴水町一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 2 5 号 令和 2 年度穴水町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 2 6 号 特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

町長から本会議に提出された報告は、次の9件であった

- 報告第2号 令和元年度穴水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について
- 報告第3号 令和元年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 報告第4号 令和元年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について
- 報告第5号 令和元年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について
- 報告第6号 令和2年度穴水町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について
- 報告第7号 穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第8号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第9号 穴水町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第10号 穴水町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

議 事 の 経 過

開会に先立ち、議場における新型コロナウイルスに対する対応について報告いたします。

本臨時会では、感染予防の観点から、議場前に備え付けた消毒液の利用、マスクの着用や咳エチケットを徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、出席を見合わせる等の対応をお願いしています。また、説明員の出席については最小限としています。

傍聴についても同様の対応としますが、傍聴者数は密集を避けるため先着10名に制限しております。

報告は以上です。

◎開会

(午後 1 時 3 0 分開会)

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉村光輝）

只今から、令和 2 年第 2 回穴水町議会 5 月臨時会を開会いたします。

只今の出席議員数は 1 0 名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により 9 番小坂孝純君及 1 0 番浜崎音男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（吉村光輝）

次に、本臨時会の会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日にすることに決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ配布の日程表のとおりであります。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、町長提出議案第 2 4 号から第 2 6 号までの 3 件、及び報告第 2 号から第 1 0 号までの 9 件を一括議題といたします。

これより、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。

石川町長。

○町長（石川宣雄）

本日ここに、令和2年第2回穴水町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

提案理由を説明する前に、全世界で新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に心からお悔やみ申し上げますとともに、感染者をはじめ事業者、生活者、子供たちなど影響を受けている全ての皆様にお見舞い申し上げます。

また、医療機関、保健所をはじめとした皆様の献身的な取り組みに心から感謝し、保育所、放課後児童クラブ、物流の皆様など、ご尽力いただいている多くの方々にも感謝申し上げます。

さらに、これまでに本町に企業などからマスク等のご寄贈を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

さて、昨日石川県は、他の38の県とともに「緊急事態宣言」が解除されました。

先月、4月7日に内閣総理大臣より新型コロナウイルス感染拡大により首都圏、関西圏を中心に「緊急事態宣言」が発令され、同月16日に石川県も「特定警戒都道府県」に指定されましたが、その間、県内の感染者数は増加し、本日、15日現在、284人が確認されており、残念ながら亡くなられた方も20人にのぼります。

幸いにも本町では、現在のところ感染者は確認されておりませんが、1か月にもおよぶ「緊急事態宣言」期間中は、感染を防ぐ対応措置として、不要不急の外出の自粛、店舗の休業や営業時間の短縮、その他、小中学校の休校や町公共施設の休館など、町民の皆様方には大変ご不便をお掛けいたしました。

こうしたなか、国では「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、全ての国民への生活維持のため、臨時の支援として、全国民に1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」事業が実施されることとなりました。また、児童手当受給者に対象児童1人当たり1万円の「臨時特別給付金」の支給も行うこととなりました。

さらには、業績悪化により従業員を休業させ、雇用維持のため休業手当を支払う事業主に対して補助を行う「雇用調整助成金」につきましても制度変更がなされ、条件緩和に向けた動きも見られます。

また、売上が50パーセント以上減少した中堅・中小企業や個人事業主に対して、それぞれ200万円、100万円を上限として給付する「持続化給付金」の制度の受付も開始されました。

その他、4月21日から5月6日までの間に、県による休業要請に協力して頂いた事業者には、中小企業で一律50万円、個人事業主で一律20万円を支援する「石川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給も始まりました。

こうした国や県の制度を町内の事業者にもスムーズに活用していただけるよう、町では、広報、チラシ、ホームページなどによる周知を徹底を行っており、併せて商工会などと連携を図りながら、支援体制を整えたところであります。

また、1人10万円の「特別定額給付金」につきましては、この5月11日に3,657全世帯に、マスク10枚とともに、申請書を郵送したところ、昨日までに1,700件の申請があり、18日に第1回目の給付を行います。

子育て世帯への臨時特別給付金1万円につきましても、対象児童624人の世帯に今月中にも支給できるよう作業を進めております。

さらに、総合病院につきましては、4月10日より有熱外来を移設し、正面玄関でのトリアージブースを設けるなど、感染者の受け入れに備え、日々緊張感を持って対応にあたっているところであります。

それでは、本臨時会に提案いたしました、議案3件、報告9件について説明をいたします。

まず、予算案件であります。

議案第24号は、令和2年度穴水町一般会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出にそれぞれ4,390万を追加し、総額を84億8,169万円とするものであります。

歳出の主なものについてであります。

まず、総務費では、感染症の拡大防止対策として、マスクや消毒用品などの衛生用品等の確保に500万円を計上するもので、町民に配布するマスクの購入費の他、今後の感染対策に万全を期するものであります。

民生費では、「穴水町子育て世代緊急支援給付金」として事業費820万円を計上し、先に専決処分をした子育て世帯への臨時特別給付金に、町独自で対象年齢を18歳まで拡大して、1万円を支給いたします。

さらに、ひとり親家庭の児童扶養手当受給者に対して、1万円を加算し、最大で1人3万円を支給することで、経済的に厳しくなっている子育て世帯を厚く支援するものであります。

商工費では、経済活動回復への対策として、国の「持続化給付金」で対象外となる売上減少率が30パーセントから50パーセント未満の中小企業や個人事業主に対して、それぞれ最大50万円、30万円を給付する「穴水町中小企業等緊急対策支援金」事業を創設し、国の制度と合わせ、事業の継続と再起の糧となるように支援するもので、総額1,310万円を計上いたします。

現在も町内の飲食店などでは、休業や時間短縮にともない、経営的に大変苦しい状況が続いておりますが、町では今できることを最優先に実施したいと考えております。国の持続化給付金や県の感染拡大防止協力金と合わせ、いち早い受給について、しっかりと対応していくほか、今後必要とされる事業者支援につきましても、国、県の動向を注視しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

最後に、病院費では、今後の感染発生に備え、病院駐車場にプレハブ2基のトリアージブースを設置する他、入院患者の対応のため、病棟を感染者と区別する自動ドア等の改修を行います。さらに、人工呼吸器1台、ウイルス対策の空気洗浄機等も増設するなど、院内感染対策と診療体制に万全を期するものとして、総額1,760万円を病院会計に繰り出したします。

歳入についてであります。今回ご提案いたしました補正予算は、総じて新型コロナウイルス感染症に係る対策経費をお願いするものであり、財源には国が創設いたしました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を全額充当いたします。

次に、議案第25号の「令和2年度穴水町病院事業会計補正予算(第1号)」につきましては、先ほど一般会計の病院費でご説明したとおりでございますが、今後さらに必要とされるものについては、適宜対応してまいります。

議案第26号の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」につきましては、新型コロナウイルス感染症が令和2年1月28日に指定感染症に指定され、人事院において感染者から生命や健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業従事職員に対して、特殊勤務手当の基準が示されました。

本町においても、総合病院に人事院基準を参酌し、コロナウイルス感染症患者の対応をした職員に対して日額3千円、接触したり長時間看護した職員に対して4千円の特殊勤務手当を支給するための必要な改正を行おうとするものであります。

次に報告、承認案件であります。

報告第6号「令和2年度穴水町一般会計予算(第1号)の専決処分の報告について」は、先ほども申し上げましたが、4月30日に国会で成立した補正予算(第1号)の内、「特別定額給付金」に係るもので、令和2年4月27日現在穴水町の住民基本台帳に記載された8,009人に1人当たり10万円を支給する予算として8億90万円、その事務費として2,055万6千円の計8億2,145万6千円を補正したものであります。

同じく「子育て世帯への臨時特別給付金」につきましても、0歳から15歳までの児童手当受給者624人分の624万円とその事務費9万4千円の計633万4千円であります。

歳出合計8億2,779万円の財源につきましては全額国庫支出金を充て、緊急に着手する必要から4月30日に専決処分し、早期に町民に支給する体制を整えたものであります。

また、報告第2号から報告第5号の令和元年度一般会計及び各会計予算については、例年どおり事業費の確定や決算見込みを見込んだ補正予算であります。報告7号から報告10号の税条例などの改正につきましては、上位法の改正を受け、4月1日から適用するためのものや新型コロナウイルス感染症の拡大防止策と生活費の支援をおこなう観点から必要な改正を行うもので、いずれも専決処分といたしましたので、なにとぞ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

終わりに、今一度申し上げます。

「緊急事態宣言」が解除されましたが、新型コロナウイルスとの闘いはワクチンが広く接種できるまでの長期戦になると思われ、第二波、第三波も予測されております。

本町は高齢化率も高く、高齢者施設も多いことから、一つの油断が危機的状況を招きかねません。

町民の皆様方には、何かとご不自由な日々が続きますが、自らの命と健康、大切な方の命と健康を守るため、そして、私たちの日常生活を取り戻すため、もうしばらくの間は、手洗い・うがい・マスク着用等の感染予防の徹底や密閉、密集、密接の「3つの密」を避けることはもとより、不要不急の外出と感染発生地域への往来の自粛を切にお願い申し上げますとともに、議員の皆様を始め、町民の皆様と心をひとつにして、この難局を乗り切って行きたいと存じますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

◎議案等に対する質疑、議案審議、議案等の常任委員会付託の省略

○議長（吉村光輝）

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。本議会に提出されました議案につきましては、常任委員会での審議を省き、本会議で審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、本議会に提出されました議案につきましては、常任委員会での審議を省き、本会議で審議することに決定いたしました。

◎討論・採択

○議長（吉村光輝）

これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

無いようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第22号から第24号までの3件について原案どおり可決、及び報告第1号から第9号までの9件について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

おすわりください。全員起立であります。

よって、議案第24号から第26号までの3件については原案どおり可決、及び報告第2号から第10号までの9件については、原案どおり承認されました。

以上で、本会議に予定されました日程は、全て終了いたしました。これをもって、令和2年第2回穴水町議会5月臨時会を閉会いたします。

引き続き全員協議会を開きますので、委員会室にお集まりください。

(午後1時50分本会議閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和2年5月15日

議会議長 吉村 光輝

署名議員 小坂 孝純

署名議員 浜崎 音男